

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン

令和4年12月15日

(令和5年12月26日 改定)

(令和6年12月23日 再改定)

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

1. 目 的

児童虐待防止対策については、これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）決定）、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議（以下「関係府省庁連絡会議」という。）決定）、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）等も踏まえて、取組を進めてきた。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として一貫して増加しており、虐待により死亡する事件は後を絶たない。このような状況を受けて、令和4年6月の通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）や令和5年4月からのこども家庭庁創設も踏まえた新たな総合的な対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日関係閣僚会議決定。以下「更なる推進」という。）を策定した。

また、昨今いわゆる宗教2世に対し、宗教の信仰を理由とする児童虐待への対応の必要性についても指摘されているところ。

このような状況も踏まえ、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わり新たに「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつて必要な取組を引き続き強力に進めていく。

2. 対象期間

本プランの対象期間は、令和5年度から令和8年度までとする。

3. 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童福祉司の配置標準のうち、児童虐待相談対応件数に応じた加配について、自治体ごとの人口1人あたりの児童虐待相談対応件数の差異が拡大している状況をより適切に考慮したものに見直す（注）とともに、こども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、令和8年度末までに全国で1,610人程度増員する（令和4年度：5,780人程度）。

（注）加配の基準となる人口1人あたりの児童虐待相談対応件数について、全国平均により算出される人口1人あたりの件数から、人口1人あたりの件数が標準的な自治体の人口1人あたりの件数に改めることとする。

【目標】 令和4年度 5,780人程度

→ 令和8年度 7,390人程度（+1,610人程度）

(2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）について、児童福祉司の増員に応じて増員する（児童福祉司の増員の内数）。

【目標】 令和4年度 960人程度

→ 令和8年度 1,350人程度（+390人程度）

(3) 児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負ったこどもへのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、令和8年度までに全国で950人程度増員する（令和4年度：2,350人程度）。

【目標】 令和4年度 2,350人程度

→ 令和8年度 3,300人程度（+950人程度）

(4) 弁護士の配置等

令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度から導入されることも踏まえ、弁護士の配置や弁護士業務の補助職員（いわゆるパラリーガル）の活用等により、引き続き児童相談所の法的対応体制の強化を図る。

(5) 一時保護の体制強化

令和4年改正児童福祉法に基づき定めた一時保護施設の設備・運営に関する基準に基づき、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう取り組む。

一時保護施設の新設や増改築等の整備について、令和3年度補正予算で積み増した安心こども基金を活用し、自治体が定員超過解消計画を策定し、国が承認した場合に補助率を嵩上げする（1/2→9/10）ことにより、一時保護施設の定員超過解消を図る。

(6) 児童福祉司等の負担の軽減

児童相談所におけるAIの活用等による児童福祉司等の業務負担の軽減を図るとともに、業務フローの全体の効率化を行っている先進事例の横展開を図る。

児童相談所の職務の特殊性に鑑みて、職員のメンタルケア等による職場環境の改善などにより、職員の職場定着を図る。

令和7年度からの一時保護時の司法審査導入においては、児童相談所における具体的な運用方法を示すマニュアルを整備するとともに、一時保護の対象となる児童や親権者等の特定に必要な戸籍謄本の取得について、広域交付の公用請求の活用などにより、児童福祉司等の業務効率化を図る。

(7) 人材の採用・育成・定着支援等

更なる推進、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）等に基づき、人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用等を進める。

4. 児童相談所の専門性強化

児童福祉司や児童心理司など児童相談所の職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

令和4年改正児童福祉法により創設されたこども家庭福祉の認定資格が多くの方に取得され、児童福祉司として任用が進むよう取り組む。

5. 市町村の体制強化

(1) こども家庭センターの全国展開

令和4年改正児童福祉法により創設されたこども家庭センターについて、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組む。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

民間団体との協働を進めるなど地域ネットワークの更なる強化を図る。

サポートプランの活用や関係機関との連携強化を通じ、こどもや家庭への支援に当たっての適切なアセスメントの実施を推進する。

6. 市町村の専門性強化

統括支援員やこども家庭支援員などこども家庭相談に対応する職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

市区町村においてこども家庭相談に対応する職員の専門性向上を図るため、令和4年改正児童福祉法により創設されたこども家庭福祉の認定資格の取得が進むよう支援する。

7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1～6に掲げるもののほか、更なる推進等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

8. 本プランの見直しの検討

令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度からの導入の状況を含め、更なる推進等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの目標

	計画期間(令和5年度から令和8年度まで)			
	令和4年度実績		配置目標	増員数
【児童相談所】				
児童福祉司	5,780 人程度	→	7,390 人程度	+ 1,610 人程度
うち スーパーバイザー	960 人程度	→	1,350 人程度	+ 390 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→	3,300 人程度	+ 950 人程度
【注】 進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。				